



瀬口 哲夫 先生 (名古屋市立大学名誉教授)

専門 都市景観計画、土地利用計画、歴史的遺産を活用したまちづくり等
主な経歴 豊橋技術科学大学建設工学系助教授、名古屋市立大学芸術工学部教授などを経て、平成23年4月より名古屋市立大学名誉教授。刈谷市都市計画審議会会長、愛知県文化財保護審議会会長、名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会会長等、都市・景観計画に関する各種委員会座長、委員等を歴任。



ひかり結びまち

かりや景観れぽーと

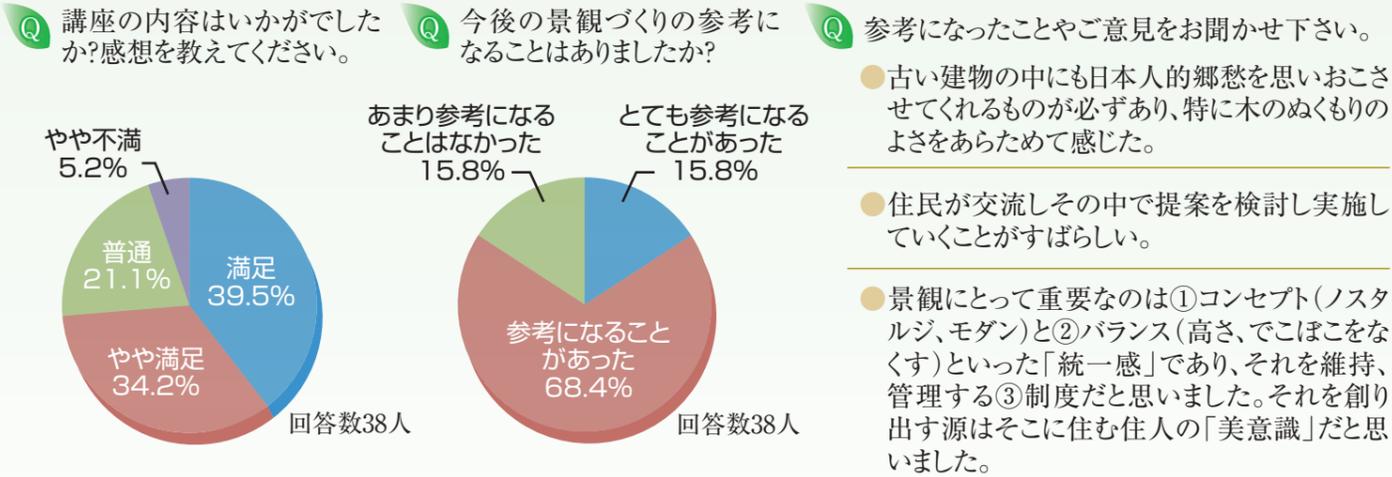
テーマ
景観の見方

VOL.21

発行日:平成25年3月1日
発行:刈谷市まちづくり推進課
TEL:(0566)62-1022

◆ かりや景観づくり講座への参加者の声

講座終了後、参加者の方にアンケートへご協力いただきました。ここでその結果の一部をご紹介します。



◆ 景観情報

景観まちづくりは、市民・企業・行政が一体となって進めていく必要があります。ここでは一体的な取組みに向けた景観まちづくりに関する情報を紹介します。

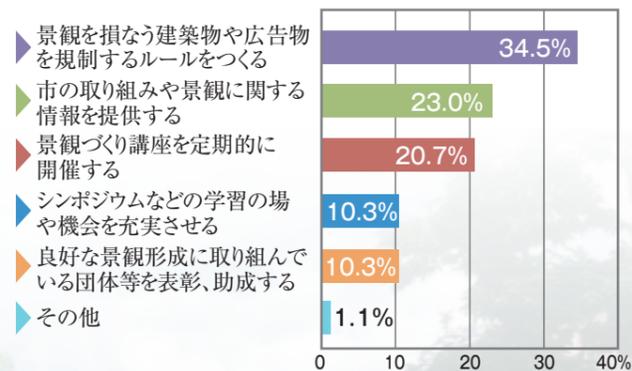
『景観まちづくり』とは?

- 自分たちのまちの景観の魅力を楽しみ、貴重な資産として次世代に残せるように、我がまちの景観を維持継承・改善するための様々な取組みのことです。
- 景観まちづくりは、現在の良好な景観を大事に保全することだけでなく、新たに現代的で美しい魅力的な景観をつくり出すことも含みます。

『景観法』とは?

- 平成16年に制定された景観法は、地域の景観まちづくりを支える法律です。
- 景観法では、景観形成に向けた基本理念が定められておりこれを根拠として地方公共団体の取組みを後押しする各種制度が設定されています。

Q 景観まちづくりを進めていく上で行政が取組むと効果的だと思うものは?



『景観まちづくり』の取組みのご紹介

甲陽園目神山地区(兵庫県西宮市)

- 地区住民が主体となるまちづくり協議会が設立され、既存樹木の保全、通りから見える緑量の一定確保、敷地境界の緑配置を基本方針とした自主ルール「みどりのガイドライン」を定め、自主的に建築主と協議を行う活動が行われています。



※財団法人都市づくりパブリックデザインセンターホームページより

平成24年度都市景観大賞 大賞受賞

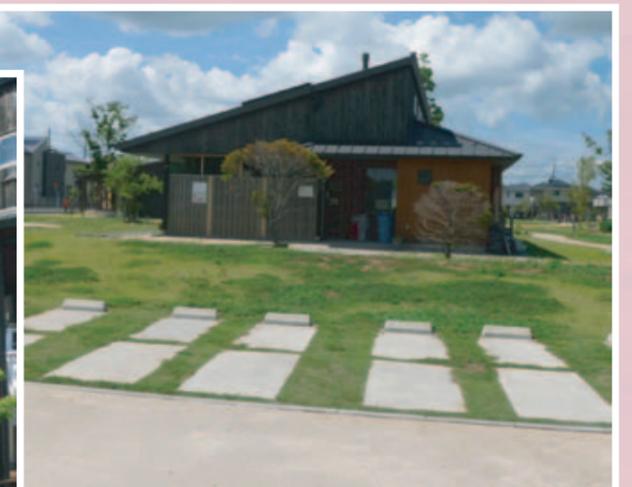
今回の景観れぽーとは、平成24年11月に実施したかりや景観づくり講座※についてご紹介します。

昨年度から、東海地方の多数の市町村において景観まちづくりに携わっている名古屋市立大学名誉教授の瀬口先生を講師としてお招きし、近江八幡市において水郷周辺の自然や八幡堀を中心とした『伝統的建造物群保存地区』と、地域の風景に調和し地域資源の特性を生かした生活環境の形成等に取り組んでいる『小舟木エコ村』で景観まちあるきを開催しました。

瀬口先生から景観まちづくりに関する講義を受け、観光ボランティアの方やNPO法人の方に案内をしていただきました。



『近江八幡市八幡伝統的建造物群保存地区』



『小舟木エコ村』

※かりや景観づくり講座:市民のみなさんに景観形成に対する意識をより高めてもらい、みなさんの手による都市景観づくり活動や、美しい都市景観の創出につながる機会としていただくことを目的に、平成15年度から毎年開催しています。

◆『講義』：景観まちづくりについて

講義内容

テーマ：『景観まちづくりの全国的流れ』について



全国的な景観まちづくりの動き

- 2004年に景観法という法律ができ、景観まちづくりに取り組む環境が整ってきました。
- 景観法ができる前は、景観に関して規制する法律がなかったため、市町村が条例を作って高い建物や変わった建物をやめるように促していましたが、聞かない人もいました。
- 景観法における行政団体になり、市民の皆さんと相談して重点地区などを作っていけば、建物の色や高さも決めることができます。

当日は、瀬口先生から近江八幡市立かわらミュージアムの研修室において講義をしていただきました。

景観まちづくりへの市民の取組みについて

- 景観まちづくりとは、もともと住んでいる人達と新しく来た人達の感覚は異なっているかもしれないため、ルールがあった方が良く、美しい環境の中で住みたいなど、合意ができればそこでルールを作りましょうという事です。
- お祭りやイベントなどの地域活動は、景観まちづくりにとって有効な手段です。地域で仲間を作り、意見に合わせてルールを作れば、その規制や罰則をみんなで守っていくことができます。



かわらミュージアム

◆ 景観まちあるき【近江八幡市八幡伝統的建造物群保存地区】

近江八幡は、天正13年(1585年)に豊臣秀次(豊臣秀吉の甥)が八幡山に城を築いたことに始まり、今なお碁盤目状の整然とした近江商人本宅の家々や、八幡堀に面した土蔵群が残されている歴史的な町並みです。

近江八幡市八幡伝統的建造物群保存地区は、平成3年に滋賀県初の国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けました。



近江八幡市では、風景づくり条例に基づいた水郷風景ゾーンの基本計画「水郷風景計画」、伝統的風景ゾーンの基本計画「伝統的風景計画」を策定して、景観まちづくりの取り組みが行われています。



建物の特徴として、さんかわらぶき切妻造棧瓦葺・平入を基本とした建築様式、見越しの松などについて解説していただきました。棧瓦葺とは、屋根の軽量化とコストダウンのために、江戸時代に開発されたものです。



近江八幡観光ボランティアガイドの方のお話を聞き、住民の方々が近江八幡の街を大切に、誇りを持っていると感じられました。

◆ 景観まちあるき【小舟木エコ村】

エコ村とは、人と人、人と自然のつながりを大切にする暮らしを育むフィールドです。

小舟木エコ村は、平成12年に地元の団体や大学、企業などが参加したNPO「エコ村ネットワーク」(のちに法人化)の誕生をきっかけに、持続可能な社会のモデルとしてのエコ村づくりの活動を開始し、翌年には健全で活力ある社会のモデルとして「エコ村」を提案しています。そして、「(株)地球の芽」を開発主体として、平成19年1月に着工しました。



小舟木エコ村では、具体的に以下のようなきまり、約束、目標を設けています。

- 菜園で旬の野菜を育てる。
- 生ごみで堆肥をつくる。
- 垣や柵を必要最小限にする。
- 雨水を貯め菜園等で利用する。



小舟木エコ村には、自然とのつながりを感じられるまち、地域の風景になじむようなまち、持続可能なまちとなることを目指して住民全員が結ぶ「小舟木エコ村風景づくり協定」があります。

「小舟木エコ村風景づくり協定」では、建物や庭の景観や色彩、利用方法などが取り決められています。

また、小舟木エコ村全域が、近江八幡市の地区計画区域に定められており、敷地の最低面積(200㎡・300㎡)、建物の高さ(10m・12m)、建物壁面と道路境界線までの距離(1.0~2.0m以上)などの一定の基準が適用されるため、ゆとりある住環境が確保されています。



滋賀県産の木材を使用した、断熱や気密性を確保した環境共生住宅モデル「近江八幡エコハウス」を見学しました。



各戸に10坪(一部20坪)の菜園を設けることが小舟木エコ村風景づくり協定で定められています。